

18世紀中葉スコットランドの救貧思想の一側面： ワークハウスの設立・運営をめぐって(一)

関, 源太郎
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/25232>

出版情報：経済學研究. 79 (1), pp.1-20, 2012-06-29. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

18世紀中葉スコットランドの救貧思想の一側面： ワークハウスの設立・運営をめぐる（一）

関 源 太 郎

- 1 問題の所在
 - 2 グラスゴウのワークハウス設立案
 - (1) 『説明書 1731a』の検討
 - (2) 『説明書 1731b』の検討
 - (3) その後の展開
- (以上、本号。以下、次号)
- 3 エジンバラのワークハウス設立案とその運営論争
 - 4 結語

1 問題の所在

周知のように、1707年にスコットランドはイングランドと「合邦」（議会合同）を果たした。そのように行動したスコットランド側に秘められた動機のひとつとして、経済発展への期待をあげてもよいであろう¹⁾。だが、その期待に反してスコットランド経済はなかなか浮揚することはなかった²⁾。それでも18世紀の半ばあたりになると、タバコ貿易を中心にスコットランド経済に光明が射し始めた。必ずしも明確に同時代人たちの意識にのぼっていたわけではなかったが。

1750年のスコットランドは、イングランドと比較すると、依然として貧しく、経済的に後進的な国であった。……ローランドの平均的な小屋住み農やハイランドのサブテナントの衣食住は、彼らの曾祖父の時代よりもほとんど改善されていなかった。しかし、変化の兆しは漂っていた。スコットランドは、同時代人たちには必ずしも明らかではなかったけれども、大きな経済的・社

2) 例えば、対アメリカ貿易への合法的参入によっておいに利益をあげられると期待されたタバコ貿易が明らかに伸張したのは、1740年代以降のことであった (Devine, 1975, vi; Devine, 1995, 107)。スコットランド側の合邦交渉委員として「合邦」の実現に向けて尽力したクラークも「合邦」の及ぼす経済的効果に期待したが、ホワイトも指摘するように (Whyte, 1995)、1730年の時点ではそれは期待したほどではなかったことを認めざるを得なかった (Clerk, 1965)。

1) 例えば、Whatley, 1994を参照。

会的発展への入り口にあった。1740年代には眼にははっきりと見えなかった発展は、1750年代にはもっと広がり、1760年代には加速され、1770年代までには大きな意味を持った。およそ1750年から80年の期間は改良の時代と呼ばれてきた。この言葉は農業に限られるのではなく、広範な経済と文化の諸変化を包含するものであって、これらの諸変化は相互に関連し強化しあっており、作用していた諸要素の重要性を切り離して評価するのが難しいほどに複雑な相互作用の型を成していた。18世紀の第3四半世紀における経済成長の加速化は、1780年代からの工業化の開始にとって欠くことのできない前奏曲であった。(Whyte, 1995, 328)

「合邦」との直接的な因果関係についてはここでは言及していないが³⁾、ホワイト自身も、他の研究者同様、後の時代から見れば、18世紀の半ばのスコットランドでは経済発展の徴候が見え始めていたと明言する。しかも彼は、続けて、この時期以降、四半世紀にわたってスコットランドは経済的・社会的に重要な時代をむかえたと評価する。というのは、この時代にスコットランド経済は成長を「加速化」し、それはまさに本格的な「工業化」の「前奏曲」とも表現することができるからであった。そうだとすれ

3) R. H. キャンベルは、「合邦」がスコットランドの経済発展に直接及ぼした影響に関してすこぶる懐疑的であり、次のように述べている。「合邦が与えたインパクトは、新しい経済問題を引き起こしたわけでもないし、出来合いのまま [経済問題を] 解決したわけでもない。それは、[経済問題の] 解決が可能になるひとつの政治的枠組みを準備したにすぎなかった。したがって、合邦がすぐさま経済成長にインパクトを与えることもなく、その後、少なくとも50年の間経済成長率 [の上昇] が緩慢であったのは、驚くにあたらない」(Campbell, 1974)。

ば、この「前奏曲」が始まる18世紀中葉には、いわばその「伏水流」が脈々とその水流を蓄えていたとみてもよからう。つまり、本稿が取り上げようとしている時期に、当時のスコットランドの国民にははっきりと意識されることはなかったが、18世紀末から19世紀にかけて経験することになる急速な経済発展と社会の構造変化にいたる道程を確実に歩んでいたと思われる。実際、スコットランドの都市化の過程を振り返ると、そのなかにもそうした事実を確認することができる。

10年余り前の研究のなかで、史料上の問題を抱えながらもホワイトは、18世紀の前半のスコットランドにおける都市化現象について興味深い洞察を行っている。確かに、それまでの研究によって、18世紀末から19世紀はじめにかけての急速な工業化の進行に並行するかのように劇的に展開した都市化についてはしばしば取り上げられてきた⁴⁾。ホワイトも、そのことを決して無視していないが、彼は時代をさかのぼって都市化の進行の歴史的事実を明るみに出す。まず、彼はスコットランド全体について次のように指摘する。

スコットランドの人口は、タイソンの見積もりに依拠すると、1691年始めと1755年のあいだでわずか2.5パーセントしか増加していないのに、すべての規模の都市で、緩慢だが、にもかかわらず重要な意味を持つ [人口] 増加が起きた。人口10,000人以上の都市の人口は6.6パーセントから8.9パーセントへと上昇した。人口5,000人と10,000人の都市のパーセンテージは、1.6パーセ

4) 例えば、Devine, 1995, 107 113; 114 131を参照

ントから3.2パーセントへ倍増した。人口2,000人と5,000人の都市のそれは、3.1パーセントから4.2パーセントに上昇した。(Whyte, 1999, 179)

ここで「都市のパーセンテージ」と言われているのは、スコットランド全土の人口に占めるそれぞれの「都市」人口の割合である。したがって、数字にばらつきはあるが、2,000人以上のすべての都市でパーセンテージが上がっているということは、これらの都市が明らかにこの間のスコットランドの「わずか」⁵⁾の人口増加分をすべて吸収したうえで、さらにその間にこれらの都市以外の地域から多数の人口を引き寄せたということを意味するであろう。

さらに、この事態をもう少し特定して捉えようと、各都市での人口増加は次のようになるとホワイトは推計する。

4大都市の人口は、1691年と1755年のあいだで32パーセントまで上昇した。グラスゴウは、その人口をおよそ75パーセント増加させた。エジンバラでは、わずかに約18パーセント、アバディーンでは27パーセント、そしてダンディーではおよそ25パーセント上昇した。人口が2,000人と5,000人というそれらよりも小さな都市では、全体として人口は26パーセント上昇した。(Whyte, 1999, 181)

4大都市のうちエジンバラの人口増加率が18パーセントであったことは、ほかの3都市のそ

5) この「わずか」と限定される増加率の小ささには、おそらく、1690年代半ばから数シーズンにわたって続発した凶作と飢饉が影響しているのではないだろうか。

れと比べて、確かに数字が小さいと言えよう。だが、この間、スコットランド全体での人口増加率が、タイソンによれば2.5パーセントであったことを考慮すれば、これも決して小さな数字ではない。それよりも、注目されるのは、グラスゴウの75パーセントという群を抜いた数字である。つまり、この間にグラスゴウでは人口が4分の3も増加したことを示しているからである。こうした都市の人口増加は都市化を招来したし、また逆に都市化が人口増加を促進したとも理解できよう。ともかくも、こうして18世紀前半においてもスコットランドでは都市化の波が静かに押し寄せてきていたのである⁶⁾。

こうした都市化を引き起こした諸原因を確定することについてホワイトは慎重である。しかし、総じてグラスゴウに関してはタバコ貿易と繊維産業の漸次的な展開と、そしてエジンバラについては、合邦によって政治の中心地はロンドンに移ったといえ、行政・文化の中心地としての役割と少なからず関係していたと思われる(Whyte, 1995, 184-85)。このような都市化の進展は、都市の社会問題を引き起こすことになったと思われる。1731年、1740年にそれぞれ、グラスゴウとエジンバラにワークハウスが設立されたからである。この歴史的事実は、貧民問題に対処する従来の施策が限界にぶちあたったことを意味するであろう。1743年に出版され

6) もっとも、18世紀後半の事態と比較すると、産業・経済発展がそうであったように、都市人口の増加はいまだ「伏水流」とも言うべきものにどまっていた。すなわち、1755年と1801年とのあいだでの人口増加率は、グラスゴウで2.7倍、ダンディーで2.1倍、アバディーンで1.8倍、そしてエジンバラでは1.4倍であり、その間スコットランド全体で人口は27.1パーセントしか増加していないのに、人口2,000人以上の都市の人口増加率はおよそ64パーセントも増加したのだから(Whyte, 1995, 183-84)。

た『エジンバラの慈善ワークハウスの諸規則』は、「[エジンバラ市の] 幹部行政官たちが、市警備隊の隊員たちに家の戸口や通りで物乞いをしている放浪者たちを見つけたら彼らを連行するように命令したので、[ワークハウスの] 管理者たちはそのような放浪者たちが逮捕されることがないように注意するべきである」(Anon., 1743, 15. [] 内は引用者。以下同様)と述べている。ここには、貧民による不法な物乞いに対する取締りがいっそう厳しくなった様子が窺われる。おそらく、ワークハウスの開設によっても必ずしも問題は思ったほど解決できなかったのではないであろうか。

本稿ではこの点を重視したい。いまだ「伏水流」の域にとどまったとはいえ、18世紀後半には近づくにしたがって、スコットランド社会では近代化と工業化、都市化へ向けての胎動が始まった。都市における貧民問題への新しい対処法の模索と導入は、世紀後半から本格化するスコットランドにおける近代化、工業化、都市化への道を準備する過程でもあったと推測されるからである。言い換えると、貧民対策をめぐる思想を検討することは、来るべきスコットランドの歴史的飛躍をその底流において吟味することにも通じると思われるのである。

2 グラスゴウのワークハウス設立案

スコットランドの貧民救済制度は18世紀になると、田舎の制度と都市の制度との相異なる2つの制度をとるようになった。田舎の制度と明らかに異なる都市の制度設立に向けた明確な動きは、グラスゴウにおいて初めて見られた。すなわち、1731年にタウンズ・ホスピタル、つまり、ワークハウスが設立されたのである

(Cage, 1981, 46)。

グラスゴウにおいては、1731年にワークハウスないしは慈善学校 (charity school) の設立について検討された。そうしたなかで本稿が取り上げるのは、1731年1月2日に公表されたと推測される設立の建白書⁷⁾(以下、『説明書 1731a』と表記)、およびその1週間後に刊行された設立案 (以下、『説明書 1731b』と表記)である。前者からその骨子をたどってみよう。

(1) 『説明書 1731a』の検討

ワークハウスないし慈善学校の設立の推進主体は、グラスゴウの市議会、スコットランド教会のジェネラル・セッション、商人組合 (商人ギルド) および同業者組合 (生産者ギルド) の4団体であった。従来これらの組織は相互に独立にそれぞれの構成員のための救済活動を展開していたが、このようなバラバラな展開が救済活動の有効性について疑問を抱かせることになった (Cage, 1981, 46)。こうしてこれらの団体は会合を重ね、「貧民を収容し彼らに仕事を与える方法、怠惰な物乞いのけしからぬ悪習を抑制する方法、孤児を信心深く、有徳で勤労に精出すように訓練する方法」⁸⁾について検討してきた (Anon., 1731a, 1 2)。その結果、上記の団体は、「貧民を収容し仕事を与えるワークハウス」を設立すべきだという点で一致し、各団体2名ずつ、合計8名からなる委員会を構

7) スコットランド国立図書館 (National Library of Scotland) に所蔵されている『説明書 1731a』の末尾に、手書きで 'Jan. 2. 1731' と書き込まれている。

8) この点は、「北部ブリテン [イングランド] のいろいろな所で行われている賞賛すべき事例に倣った」ものであり、収容された孤児たちは「8年あるいは10年の間この仕事に専念すると、非常に目を見張るほどに成功する」とこの『説明書 1731a』は評価している (Anon., 1731a, 2)。

成することになった。同委員会には、グラスゴウ市の幹部行政官も加わった。

委員会がまず取り組んだのは、資金の問題であった。委員会は、当時のグラスゴウ市における貧民の数とその大部分の生活状態を考慮すると、少なくとも、毎年1,000ポンド以上の資金が経常費⁹⁾として必要になると考えた。さらに、ワークハウス建設のための資金として1,000ポンドを下らない資金が必要になるという結論に達したが、従来貧民救済のために当てられてきた資金はこの額にも達しなかった。それゆえ、委員会は、グラスゴウ「全市で、さらに申し込みがあり次第、市行政執行部が同意した他の親切な人びとの間で自発的献金がなされるべきだ」(Anon., 1731a, 2 3) と提案した。さらに、この「自発的献金」で費用を十分賄うことができない場合には、上記の4団体がグラスゴウ市の他の特定団体とも協力して不足分を補充することを決定した。こうして、『説明書 1731a』はこの「自発的献金」を次のように評価する。

この事業の立派さのみならず、臨時的な献金を与えるという数多くの機会がこれによって中止される——(つまり、当市は物乞い[の扶養]からまったく解放されるので)ことを考慮すると、このようにして彼ら[市民]が献金するものが、彼らの年々の慈善の一部を別の経路へと転換しているに過ぎず、だから、それはずっとよく目的に適っている、ということが分かるであろう。(Anon., 1731a, 3. () は引用文。以下同

9) この費用は、「貧民たちが自分でまあまあの生活ができるようにし、地域社会に役立つようにする」ためのものである (Anon., 1731a, 2)。

様。)

従来に増して無視することができなくなった貧民問題に対して、『説明書 1731a』は個別的ではなくグラスゴウ市で対応を行うことに大きな意義を見出した。この対応策は従来よりもっと有効な貧民救済、とくに資金の調達という点でより効果的であると言うのである。こうして、『説明書 1731a』は、救済の経費を賄うための献金を全体で徴集するシステムが市行政執行部によって提案されることを告げている。すなわち、市議会によって献金の徴集人が任命され、献金の意志を持っている各人が徴集人にそれぞれの献金額を支払う。そして、この献金支払いは、ワークハウス建設に必要とされる金額に応じて年4回なされ、「それぞれの場合に、石工職人や大工職人が、気候が許せば次の春には建物が使い始められると同意し、またそのように材料が供給される」ように資金が調達される (Anon., 1731a, 3 4.)。

また、『説明書 1731a』はわずかであるが、このワークハウスで実施されるプログラムの内容やワークハウスの運営人員の陣容についても説明を加えている。

当ワークハウスに収容された貧民は、少なくとも最初の1年間は綿糸の紡糸の仕事に就かされるべきである、というのが当委員会の意見である。(この仕事は、この地[グラスゴウ]で多数の者たちが慣れていて、厳しい労働を必要とせず、綿糸商品は安定的で確実な需要がある。)若者には、男女とも、彼らの紡糸の仕事の大きな妨げにならないようにして、毎日3時間ないし4時間の英語を講読する教育が施されるこ

とになる。 (Anon., 1731a, 3)

また、タウンズ・ホスピタル (ワークハウス) の運営人員の陣容について次のように提案された。理事は15名で、そのうち、その時の市行政執行部、ギルドの長老および市議会の招集者が、職務上、常に理事の6名を構成する。さらに、教会付き牧師のうち1名、またジェネラル・セッションによって毎年1月の第1火曜日に任命された長老 (Elder) が1名、計2名が宗教界を代表して、これに加わる。彼ら8名が、グラスゴウ市におけるタウンズ・ホスピタル設立をもともと企画した4つの団体 (市行政執行部、商人組合、同業者組合、ジェネラル・セッション) および市議会からの代表者ということになる。他の7名の理事は、毎年1月の第1火曜日に選出される。その選出は、献金者の投票によって行われ、投票権は献金5ポンド当たり1票と決められた。また、献金者の氏名と献金額は、慈善に基づく献金をたたえ、当ワークハウスの玄関およびギルド通信において公表されることになっていた (Anon., 1731a, 4)。

こうして、ともかくもスコットランドにおいて初めて従来の貧民救済制度とは異なった制度がグラスゴウにおいて設立される歩みの第一歩が記された。従来の教会が中心になった制度から、市執行部や市議会がそのイニシアティブをとった制度であった。もちろん、スコットランド教会もこれに協力したし、ギルドも同様に協力した。こうした団体が、理事の過半数を占めたといえ、献金者の代表者もこれに加わり、一定の発言権を保持するように提案されていることも注目される。このようにグラスゴウにおける都市型の貧民救済制度の大枠は提示されたが、それと同じ月のうちにこの計画案を補足し

拡充する案が公表された。それが、『説明書 1731b』である。

(2) 『説明書 1731b』の検討

『説明書 1731b』の冒頭によれば、本説明書の執筆主体は、『説明書 1731a』に述べられていた委員会のメンバーのみならず、既に献金を行う意志を表明した団体のメンバーもこれに加わった。その執筆の意図は、献金を行おうとする「親切な人びとにこのようなワークハウスの多数の利点を提示すること」、そのために「『説明書 1731a』を修正し拡充する」ことであった (Anon., 1731b, 1)。このように、みずからの課題を設定する『説明書 1731b』には、当然『説明書 1731a』に比べてはるかに詳細な内容が盛り込まれているが、本文は、大きく言って、2つに分かれる。すなわち、「一般的計画」と題され、計画されているワークハウスの運営一般、そしてとくに「誤った運営」を避けるための提案が明記されている第 部、そして、「このようなワークハウスの持つ数多くの利点」が説かれる第 部から構成されている。順次その要点を紹介しよう。

第 部ではまずワークハウスの建物の間取りについて述べられている。それによると、最下階に作業用の大きな部屋がいくつか作られ、それぞれ部屋には大きなテーブルが配される。このテーブルは食事のためにも利用される。その上の複数の階には寝室が設けられ、他に若者たちのための学校施設、病弱者たちのための診療室、監督官の部屋などが設けられる (Anon., 1731b, 1)。

次いで、監督官に関する規定が取り上げられる。監督官の職務は、理事会が定めた規則に従って収容された貧民に仕事を割り当てるとともに、

彼らの働きぶりを監視すること、さらには、収容貧民のための食糧などを購入し彼らに配給することである。加えて、週ごとあるいは月ごとの経費 (Disbursements) と収入 (Earnings) を記帳し、これは公開に供されると同時に、理事たちと献金者たちによっても点検される。その結果、「[収容] 貧民の経費がどうであるか、また、貧民が行った仕事の利得がどうであるかがいつも簡単に分かる」のである。さらに、資金のより大きな収入、つまり、ワークハウスへの献金 (Contributions) や寄付金 (Subscriptions) についても記帳されるのはもちろんであるが、これも監督官の職務ということになる。こうした監督官の仕事を補佐するために、召使いと助手がおかれる。いずれも、収容された貧民の中から選ばれるが、とくに助手には「もっとも慎慮に富み技術が優れている」者が選ばれりと特記されている (Anon., 1731b, 1)。

次に取り上げられるのは、理事についてである¹⁰⁾。理事たちの職務は次のように規定される。理事たちは、まず、収容貧民たちに対するもっとも有利な仕事の割り当て方法¹¹⁾、また、収容貧民に必要な大量の生活必需品をもっとも儉約できる購入方法などについて考える。既に述べたように、監督官は理事会の定める規則に従っ

て活動すべきだし、また、監督官がつける帳簿は理事たちの点検を受けるべきだと提案されていたが、理事たちの次の職務は、この規則を作成し、この帳簿を点検・吟味することである。さらに、ワークハウスで重視されるのは、収容貧民の物質生活や生活手段獲得のための技術のみではない。彼らをモラルの面でも陶冶することも、ワークハウスの重要な役割である。したがって、収容貧民のうちで「立派に行動し、勤勉な者たちを奨励し、その他の者たちを矯正するために適切な方法をとること」も理事たちの職務となる (Anon., 1731b, 1)。

他にも理事たちが果たすべき役割はある。適切な頻度で定期会議を開かれなければならないし、ワークハウスの活動の「重要な歩み」について欠かさず記録を残す必要がある。さらに、「必要だと判断される場合には、この地の社会団体に相談する」必要も出てこよう。これらは、理事たちの大切な職務である。また、理事たちのうちから「順番で2名ないし3名を毎週あるいはとくに始めの段階では週に数回ワークハウスを訪問するように任命すること」も理事たちの仕事である。この訪問理事は、収容貧民たちの働きぶりを視察すると共に、先に述べた監督官の帳簿の点検も行い、さらに、「正当な理由」がある場合には監督官の苦情を聞いたり、彼らから情報の提供を受けたりし、これらのことを定期理事会に報告する。そのうえ、訪問理事は、必要に応じて臨時理事会を召集する権限も持つ (Anon., 1731b, 1 2.)。

『説明書 1731b』は、先に紹介したように、収容貧民のモラルの面での教化もワークハウスの重要な役割と見なしていたが、そのこととも関連して、当ワークハウスでは、当ワークハウスに備えられた学校施設の教師か監督官かど

10) 既に紹介したように、理事の選出について『説明書 1931a』ではワークハウス立ち上げの推進主体であった4団体から合計8名、さらに献金者から7名が選出されると、その選出方法を含めて細かな規定が提案されていたにもかかわらず、他方『説明書 1731a』を「修正・拡充する」とその趣旨をはっきりと唱っている『説明書 1931b』では「……もっとも公正で理に適っていると思われる方法で毎年選出される」(Anon., 1731b, 1)と記されているだけである。

11) 『説明書 1931a』では、先に見たように「少なくとも最初の1年」という保留条件付きであったが、収容貧民は「綿糸の紡糸」の仕事が割り当てられると表明されていた。しかも、その理由についても言及されていた。

ちらかの任務の一部として、日に2回の『聖書』の講読が割り当てられている。そして、収容貧民は、この聖書講読会にきちんと出席する義務を負っていた。もちろん、教会付き牧師がやって来たときには、説教会に出席するのは、収容貧民の当然の義務であったが (Anon., 1731b, 2)。

本項の最初の段階で、『説明書 1731b』、第一部「一般的計画」の課題として本ワークハウスの「誤った運営」の回避の問題が特記されていることをとくに紹介した。この点についての配慮は、これまで述べてきたところからも窺えると思われるが、さらに進んで『説明書 1731b』は、現代風に言えば、情報公開の徹底化を提言し、この点を強化しようとする。すなわち、『説明書 1731b』は、「運営計画の一般的諸事」にかんする記述を締めくくるにあたって、次のように主張する。

これらの [以上述べてきた] ことは、そのすべてあるいはそのほとんどが、余所で行われてきた同様の諸事業の最良の諸規則から採られたものである。それらによれば、この事業がうまく運営され成功をおさめようとするれば、これを事実上その住民が見える状態にたえずしておく [必要がある]。それゆえ、[そうすれば]、この件で不正な行動があっても、人びとがその原因である場合以外は、これに対する何の疑惑あるいはねたみも起こるはずがないし、どんな間違った処置や過ちでも起これば、……それは必ずすぐさま社会的諸団体の知るところになるちがいないので、それらの諸団体は、不都合だと分かるものは何でも進んであるいは注意深く矯正するであろう。(Anon., 1731b, 2)

第一部は、このようなワークハウスの設立によって得られる諸利点を列挙する。第1に、ワークハウスは「物乞いとそれに伴う害悪を抑制するのにもっとも効果的な手段である」。というのは、現在グラスゴウで物乞いをしている者たちは、ワークハウスに収容されて、そこで「仕事を与えられ扶養される」からである。また、田舎から都市へとやってくる「浮浪者たち」も、「経験」が教えているところでは、ワークハウスが機能し出すと、うろつかなくなるからである (Anon., 1731b, 2)。

第2の利点について次のように述べる。

物乞いが現在のように続く間は、慈善のほんものの対象者と偽者とを区別することはしばしば困難である。したがって、偽者が、ほんものの貧民に属す [べき] ものをたくさん得ることになる。他方、ほんものの貧民は、彼らが偽者だと疑われることによって、手痛い処遇を受ける。慈善がむやみに、いわばでたらめに施され、それがあまりにも頻度が多すぎるので騒乱を取り除くことはできないほどである。この [本説明書で提案している] 方法には、このようにおおいに慈善を思いとどまらせるという害悪を是正する見込みが十分あるのである。(Anon., 1731b, 2)

第2の利点についての説明は少々分かりづらい。「現在」行われている慈善と比較して企図されている慈善の特徴は、すでに見たように、「現在」のように貧民に対する施しが個別的になされるのではなく、グラスゴウ市がこの施しを全体的にまとめて行う点にあった。このことを今一度踏まえると、うへの引用文はこう理

解できるであろう。すなわち、個別的な施しは、貧民の「ほんもの」と「偽者」とを見極めるのが非常に困難な場合がよくある。その結果、慈善は本来の役目を果たすことができず、「でたらめ」に施され、そのことによってかえって「慈善を思いとどませる」ことになっている、というのが、『説明書 1731b』の現状判断である。これに対して、企図されている案にしたがえば、このような不都合は克服される。というのは、個々の献金者は、ほんものの貧民か偽者の貧民か判断する必要がなく、この判断は、グラスゴウ市全体の救貧制度によって行われるからである。しかも、ここでは明示的に述べられていないが、おそらく、このように社会的・公的な手続きにしたがえば、貧民の「ほんもの」と「偽者」との区別はきちんと行われるはずだ、と判断していると思われる。もしそうだとすれば、個々の献金者は、ほんものの貧民のために役立ちたいというみずからの献金の意図が果たされるかどうかを思い悩み、「慈善を思いとどまる」ようなことはなくなるであろう¹²⁾。

第3に、提案されているワークハウスが設立されれば、「社会的費用」(publick [sic] Expenche) が節約される、と言う。その理由は、以下の通りである。まず、すでに見たように、貧民の「偽者」が「慈善」から排除されるので、従来「偽者」の貧民のために使われていた資金が節約される。また、収容された貧民には仕事が与えられるので、一般的に言って「非常に多くの資金が節約されるのは明白である」

(Anon., 1731b, 2)。

これに関連して、『説明書 1731b』はワークハウスでの労働配置について幾分立ち入って論議している。まず、「彼ら [収容貧民] の能力に合った」仕事が割り当てられる。もっと具体的に言うと、通常な人よりも身体が虚弱であったり、技術がなかったりする収容貧民は、簡単な仕事が割り当てられる。例えば、普通の人が、先に提言されたように、綿糸の紡糸の作業を行っているときに、彼らは原綿梳きというより軽度で簡単な作業につくことになる。この点に『説明書 1731b』は、ワークハウスの貧民雇用上の大きなメリットが生かされると強調する。つまり、ワークハウスには様々な「能力」を持った貧民が収容されることになるが、例えばこの場合には、綿糸の紡糸という仕事とそれに伴う他の作業とを分業関係に置くことによって、収容貧民の様々な「能力」をこの分業関係をなすそれぞれの環に充当しようというのである。この計画にしたがえば、収容貧民がワークハウスにおいてより多くの雇用の機会をより「安定的」に得る可能性が大きくなるのは確かであろう。

「社会的費用」の節約はその他にも幾つかの面で達成可能である、と『説明書 1731b』は主張する。その第1は、将来「公共慈善基金」(publick [sic] charity fund) の世話になると予測される貧民たちが、現在ワークハウスに収容され、そこでみずからの「労働」によって生活を維持できるようになることによって、将来かかると予想される「社会的費用」を軽減するということである (Anon., 1731b, 3)。さらには、雇用が不安定なために臨時的に社会的援助を受けている人びとが、通常の仕事がない折りに、このワークハウスで仕事を得ることができるようになるので、その分「社会的費用」が削減さ

12) その意味でも、すでに『説明書 1731b』が繰り返し強調していることを確認したように、ワークハウスがうまく運営されることが肝要であろう。ワークハウスの順調な運営は、言うまでもなく、献金者たちに自分たちの献金とその意図通り役立っていることを再認識させるのにおおいに寄与すると推測されるからである。

れる (Anon., 1731b, 3)。そのうえ、グラスゴウの貧民たちは、これまでのように「バラバラ」に扶養されるのではなく、多人数の者がこのワークハウスという1カ所で扶養されるので、食糧、石炭・蠟燭およびその他の必需品などをまとめ買いできるので、その結果扶養のための経費が節約されることになる。同種のワークハウスの経験に照らして考えると、節約の程度は5割から10割に及ぶと、『説明書 1731b』は記している (Anon., 1731b, 3)。最後に、ワークハウスに収容される貧民は無料の宿泊所を提供されるので、その分節約が可能になる¹³⁾ (Anon., 1731b, 3)。

このように見てくると、『説明書 1731b』に通底する貧民対策の基本観点は、あくまでワークハウスに収容される貧民たちが、「自分の労働」によって生活の糧を稼げるようになるのを手助けすることだということが分かる。この点は、ワークハウス設立の第4の利点である収容「貧民自身の諸利益」とも関連する。

「貧民自身の諸利益」は幾つかの項目からなる。まず『説明書 1731b』は、すでに見たように、ワークハウスの業務が始まると生まれてくる第2の利点として、従来の個別的な貧民救済の措置が見逃しがちであった「ほんもの」の貧民と「偽者」の貧民とが峻別され、そのこと

によって慈善的献金が鼓舞されることを挙げていた。この貧民が「ほんもの」と「偽者」とに正しく峻別できるようになるという新しい事態は、他の面でも利点を生むと言う。すなわち、「必要もないのに慈善を求める者たちを発見し彼らを勤労に励むことを余儀なくさせる」 (Anon., 1731b, 3) ことになるからである。

『説明書 1731b』によれば、実に「経験から認められることは、すべての人種のうちで、職に就かないで育てられ物乞いを生業とするようになった大多数者たちほど、より大きな邪悪さについて無知でありこれに陥る可能性がある者はいないということである」 (Anon., 1731b, 4)。今後「偽者」の貧民は社会的な慈善から排除される。彼らは、そうなる「勤労に励む」ようにならざるを得るであろうし、また善悪の分別も生まれ「邪悪なこと」から解放される可能性も出てくる。確かに、きわめて楽観的過ぎる見方との恐れもないわけでないが、この『説明書 1731b』の展望の可能性は否定できないであろう。こうして、従来社会的慈善に依存し、職にも就かず道徳的にも墮落していた「偽者」の貧民¹⁴⁾の更正に役立つ可能性が指摘される。

貧民を「ほんもの」と「偽者」との区別できるようになることには、さらなる利点が伴う。これも先に取り上げたことであるが、従来の貧民救済制度のもとでは、本当に援助を必要としている「ほんもの」の貧民も、「偽者」ではな

13) 『報告書 1731b』の見積もるところでは、グラスゴウに建設されるワークハウスの一部屋分は、これまでの慈善による「共通年金基金」の12ポンド・スコッツに相当する。さらに、雇用の安定化の促進作用などを考慮すると、それ以上の節約がはかられると評価している (Anon., 1731b, 3)。また、『報告書 1731b』は、収容された若者たちの食事に関して、若者が「高価すぎる食事に慣れると」、「徒弟奉公や召使い」になりたがらなくなるので、ワークハウスで提供される食事は「安価だが内容のよい食事」であるべきだと提言するとともに、若者用には「もっとも安価である」べきだと警告している。

14) 『報告書 1731b』は、「偽者」の貧者を若者と成人とに分け、とくに、若者の墮落振りについて次のように特徴づけて、これを阻止するように注意を喚起する。
「彼ら [偽者の貧者] が若者の場合には、彼らは教育をないがしろにするし、彼らが大人の場合には、彼らは、彼らを教化し改心させる可能性があるありとあらゆる監視をみずから逃れ、こうして次第に邪悪な者に鍛え上げられ、ありとあらゆる美德と善良さを喪失するようになるのである」 (Anon., 1731b, 4)。

いかと疑われがちになり、その意味において彼らは十分なケアを受けられない可能性がある」と『説明書 1731b』は懸念していたのであった。ところが、「食事を求めてどの時季にもうるつきまわることからほんものの貧民を救い出せば、それは彼らに対する慈善ということになるろう」（Anon., 1731b, 4）をいう記述からも分かるように、グラスゴウ市全体を包括するワークハウスによる貧民救済制度の発足は、まさしく、この「慈善」に合致したものだと言えよう。この「慈善」の精神が十二分に発揮されると、「彼らは、慈善をまったく受けていない者たち、たとえば召使い、徒弟および他の者たちと同様に信頼されるであろう。彼らの境遇は、彼らが立派な家庭、つまり、彼らをしいたげる気などなく、喜んで彼らに対する同情を示す行動を何でも行うような主人のもとで働く召使いと同じくらい悪くないであろう」（Anon., 1731b, 4）と『説明書 1731b』は論じる。こうして、「偽者」と区別された「ほんもの」の貧民は、新設の貧民救済制度のもとでワークハウスに收容されて、それなりの生活が保障され、彼らにも従来とは比べものにならないほどの「利益」が生じると言うのである。

ワークハウスに收容された貧民はこのような生活の手当を受けるばかりでない。

神を礼拝するようにしばしば教えること、および貧しい若者に立派な教育を施すこと——つまり、時には読み書きに従事した時には年齢に相応しい仕事に従事すること——が持つ利点によって、貧民の間に勤労の奨励のみでなくキリスト教の知識、節酒および祈りの気持ちを奨励することは、貧民たちと社会にとって計り知れない恵みと

なる。（Anon., 1731b, 4）

すでに見たように『説明書 1731a』では、ワークハウスに收容された貧民は「少なくとも收容された最初の1年は綿紡績の仕事に就くべきだ」と主張していた。この主張が、收容された貧民たちが単に生産技術のみでなく勤労のモラルも修得するように含意していたことは、『説明書 1731b』に盛られた理事たちの職務に関する提言からも明らかであろう。ワークハウスにおいて貧民たちが、そのようなモラルを獲得するための一助として宗教教育や生活習慣の改善などの指導がなされる。それを通じて、彼らもワークハウスを離れて自活できる途をより容易に見つけることができるというわけである。

以上のような「貧民自身の諸利益」ばかりでなく、他の点でもワークハウスによる貧民救済制度の発足には「利益」が伴う、と『説明書 1731b』は続ける。

第1に、ワークハウスが設立されない場合でも、従来通り戸口あるいは通りにおいて物乞いへの施しはなされるであろうが、その施しは個別的・分散的になされ、施しを受けた物乞いが個別的・分散的に消費する。それに対して、ワークハウスにあっては、これらが組織的になされることになる。この点に注目して、「確かに、もっとも卓越した諸目的に経費を充てるために、多大の経費がさまざまな形で濫用されることを回避することは、社会が持つ知恵である」（Anon., 1731b, 4）と明言される。

第2に、従来の救貧院（hospital）と比較して、ワークハウスの持つ利点が主張される。すなわち、従来の救貧院では「働くこと」が強制されていないので、「怠け心」に誘われて、救

貧院に入所しようとする者があとを断たないからであった。その点では、計画されているワークハウスでは、入所中も「働く」ので、同じ経費で多数の貧民を手当することが可能になるというわけである (Anon., 1731b, 4)。

第3に、このワークハウス設立は、スコットランドでは最初の試みだとはいえ、イングランドの先行事例から十分に学んだうえのことである点が強調される。すでにこの『説明書』が繰り返し言及していたように、「事が試行されてきた余所の経験」を十分に活かすことができることが、第3の利点である (Anon., 1731b, 4)。

第4は、すでに『説明書 1731b』が言及したことはあるが、ワークハウスによる貧民救済制度の導入が「献金」の実績（結果）と「その動機づけ」（原因）の両方を高めるように作用するということである。すでに見たように、新制度の発足によって、貧民を「ほんもの」と「偽者」に区別することが社会的に可能になること、そして、そのもとで個々の献金者は、献金が本当に貧民のために役立つかどうかという問いを前にして、献金をためることがないであろうと予測されるのである。そうした「動機づけ」に後押しされて、結果である「献金」実績も伸びるであろうと『説明書 1731b』は主張する。改めて、引用すると、

人が、次のように十分に確信する場合ほど、これ [献金] を鼓舞するものはあり得ない。すなわち、自分たちが行った慈善が、無精や怠惰の餌食になる危険がまったくなく、神の祝福によって、こうしたことや他の多くの邪悪を抑制し、こうして、勤労、節酒、知識および真の信仰心を促進するように——もちろん、寡婦や孤児そして他のほと

んどの困窮した貧民がもっと安楽に生活できるように作用するであろう、と確信し、さらに、少数の者たちあるいは短期間のみでなく、自分たちの慈善が永続する基金の一部として、現在と将来との双方にわたって、計り知れないほど数多くの祝福を社会および多数のもっとも無力な者たちである貧民たち自身——その魂と肉体との幸せに関して——に招来するであろう、と確信する場合である。(Anon., 1731b, 5)

第5は、このように都市、グラスゴウでの貧民救済の制度が改善されることは、田舎での貧民救済策の進展と連携することになると主張される。つまり、『説明書 1731b』によれば、近年田舎で強化されてきた「治安判事による貧民対策」によって、田舎で「職がなく生活できない」者たちは、グラスゴウへ押し寄せる傾向があるが、これに対処するうえでも、グラスゴウにおいてワークハウスを導入した貧民救済制度を整備する必要があると説明する。この整備によって、田舎での努力の効果が高まるからである (Anon., 1731b, 5)。

第6に、慈善を進めることは、「神の祝福」を受けて「沈滞した低調な経済状態」から脱出することに資すると論じる。このことは、当時の言い方として通常理解できたであろうが、次のように『説明書 1731b』が述べていることに注意すべきであろう。すなわち言う。

かの慈善心に富み勤勉な国民、オランダ人に関して言えば、彼らが貧民たちを扶養し、彼らに教育を施し、職を与えるために行ってきた備えが、神のご加護のもとで、オランダ人たちの国家をおおいに安定させてき

たし、こうしてその国家を豊かにし偉大にする傾向を持つことは、まったく目新しい所見ではない。だから、グラスゴウの市民たちが、彼らが現在不利な立場にあっても、それと同様のやり方で慈善という方策に従えば、神の慈愛によって、ある程度はそれと同様の神の祝福を分かち持つと期待してはなぜいけないのであろうか。

(Anon., 1731, 5)

見られるとおり、オランダの経済的繁栄に託してグラスゴウにおける慈善——とりわけ、ワークハウス新設による新たな貧民救済制度の発足の経済的意義が語られている。この制度による慈善は、貧民を新しい労働力として鑄直し形成し直すと言う。貧民たちに生活の糧を与えることは社会不安の憂いを取り除くことになろう。こうして国家は安定する。そればかりでなく、この制度のもとで教育——宗教教育、職業教育が施される。そうすることによって社会の安定はいっそう強化されるであろうし、また仕事に就く可能性も拡大されるであろう。そして、彼らに実際に「職を与える」ことに社会が力を傾注する。これまで、活用されることがなかった労働力、人的資源を社会的に活用する途を切り開こうというのである。このことにこの新しい制度のもとでの慈善がおおいに貢献する、と期待する。

その意味では、新しい労働力とは、いよいよ本格化しつつあったグラスゴウの周辺地域を含めた商品経済化、市場社会化に相応しいエートスと技術を修得した労働力に他ならないであろう。商品経済化の進展は、すでに従来のような貧民救済制度のあり方を時代遅れのものにしてしまいつつあった。このような時代の趨勢に

対する深い認識と、ある意味での危機感に強く促されて、『説明書 1731b』は、従来の救貧院に取って代わるワークハウスの建設を建議するのである。このことは、従前のような救貧院構想の拡張によって新しい事態の進展に対応しようとする意見に対する『説明書 1731b』の批判のなかに十分読みとることができよう。

旧来の救貧院をまず試してみて、この目的[貧民救済]のためにこの救貧院を設立すれば十分であろう、と考える者たちもいた。しかし、注意深く調べてみると、この目的に応えることができる装備と規模を持つ旧来型の救貧院は、都市にはどれひとつとしてないことが分かった。旧来型の救貧院は、非常に高額をかけて改修することによって、現在よりもいくぶん適切にすることはたぶん可能であろうが、しかし、結局のところ、十分というにはほど遠いであろう。というのは、大勢の者たちをこのように扶養し彼らに職を与える必要があるからである。だから、あとで経験的に、この目的のためには新型の救貧院が必要だと分かったときに、旧型の救貧院の改修にかけた費用はすべて失われるであろうし、確かに、そうならないように警戒するのが当然である。そのうえ、次のことは記憶に留めておくべきである。すなわち、もしこの事業のために救貧院が十分な収容能力がないならば、取り除こうと意図された不平の種の多くが、以前と同様に継続するという、とくに、もしこの救貧院に貧民たち用の部屋がなければ、彼らの物乞いは効果的に抑制されることはないであろうということ、これである。そのほかに、十分な根拠があって将来見込

まれる後悔をしないために、救貧院は、追加の貧民たち用の部屋があるようにしておくべきだ、ということも記憶に留めておくべきだ。貧民たちのために重要なのは、彼らの住まいが便利であって（もっとも、何ら豪華である必要はない）、快適な空気と良質な水が得られるように配置することである。（Anon., 1731b, 5）

引用文に十分窺われるように、『説明書 1731b』は、救済の対象となる貧民の数がますます増加することを予測する。ここでは明示的には述べられていないが、その背後には、明らかに商品経済・市場社会の大幅な進展が働いていたであろう。こうした事態に備えるためにも旧来型の救貧院ではなく新型のそれ、つまりワークハウスを新設することを『説明書 1731b』は強く主張するのである。ワークハウスこそ、こうした時代の展開によって生み出されざるをえない貧民たちを、これに相応しい新しい主体として形成し直すという役割を担うものと期待されていたからである。いわば、時代から取り残された貧民たちに生活を保障し、教育の機会を与え、知識と技術を授け、新しい生活習慣を修得させるのが、ワークハウスであると構想されている。

これまで見てきたように、『説明書 1731b』は、提案されているワークハウスが成功するための鍵について、折に触れて繰り返し説明を加えていた。したがって、その主張を閉じる前に、再度このことについて3点にわたって確認しておこう。

第1に、この企画に参加しその中心的役割を担いそれぞれ基金を持つ諸団体が、一致して貧民たちを扶養するうえで堅実な運営を行うこと

である（Anon., 1731b, 5）。第2に、諸団体は結束を固めて、常にワークハウスを継続することが自分たちの利益になると自覚し続けることである。そうすれば、ワークハウスに収容される貧民たちは、「あれこれの団体からすでに食費と宿泊料をもらっている」ので、これにワークハウスでの「勤労」を合わせれば、現在彼らが生活していくうえ十分であろう。さらに、ワークハウスでは宿泊料が無料であり、共同生活を営むので、生活費は安上がりになり、就業の機会も以前よりも安定化し、ますますよい方向に向かうであろう（Anon., 1731b, 5 6）。第3に、新規の献金がなされれば、このワークハウスの運営が容易になり、その基礎は強化され、その負担が軽減されるのは言うまでもないが、すでに見たように、ワークハウスこそ、慈善を施す者にそうした行為を鼓舞するように作用すると期待されていたのである。

こうして、『説明書 1731b』はワークハウス設立から生まれてくる諸利点を説き、さらにそれらがワークハウスの運営にとって有利に働き、好循環が生まれることを力説する。一言で言うと、この事業の諸利点は、いったん着手されたならば、それらによって事業の継続を確実にするという性質を持つ、ということに尽きる（Anon., 1731b, 6）。

(3) その後の展開

実際にグラスゴウのワークハウスは、その年のうち、1731年に市立救貧院（Town's Hospital）として設立された。こうして、グラスゴウには2種類の貧民救済制度が並立することになった。すなわち、この市立救貧院、および、スコットランド教会のグラスゴウにおけるジェネラル・セッションのもとで運営されて

いた教区、地区 (portion) の救済組織が、これらである¹⁵⁾。

両者は、それぞれ別々の基金を有し、独立した活動を行っていた。しかし、まったく両者のあいだに関係がなかったわけではない。後者によって手当されていた貧民が、それでも生活が成り立たない場合には、市立救貧院に収容され、その者は教区貧民台帳からはずされたし、そもそも、市立救貧院への入院は個々の教区セッションからの申し出が必要であった。

教会組織による貧民救済制度に関して言えば、その活動方針の決定などを、いわば頭腦的な役割を担ったのは、ジェネラル・セッションであった。これに対し、第一線で救済活動にあったのは、教区セッションであり、その教区がいくつか分割された個々の地区であった。ジェネラル・セッションの組織は、王許都市、グラスゴウの各教区の牧師と各地区に配された長老から構成されていた。この限りでは、ある程度組織的には、現場のニーズが政策決定に反映される途が確保されていたように思われる。しかし、この点が、19世紀初頭になると、トマス・チャーマーズによる改革・実験を生み出す批判の論点のひとつとなる¹⁶⁾。

さて、救済を受けることを希望する貧民は、まず居住地区の長老にその旨の申請を行う。それを受けて、長老は申請者に救済を受ける資格があるかどうかを調査する。すなわち、申請者は本当に救済を必要としているかどうか、さら

に、少なくとも過去3年間グラスゴウ市で住む勤労者であったかどうかを調査する。その調査の間、申請者は「一時的救済」を受けることができた。そうした調査の結果、資格があると判断されると、申請者はジェネラル・セッションの貧民台帳に記載され、月々手当が支給された。それでも、困窮する場合には、先にも記したように、その貧民の名前の記載はジェネラル・セッションの貧民台帳から市立救貧院の貧民台帳に移され、市立救貧院に収容されそこで救済の手当を受けた。

教会制度による貧民救済の資金源は、教会での戸口で徴収される献金のほか、告白の際の謝礼、葬儀の際の幕の賃料、不法な婚姻や出産に対する罰金、および寄付金などであった。各教区で集められたこれらの資金は、その半分がその教区自身の活動資金にあてられ、残りの半分はジェネラル・セッションに納められた。ジェネラル・セッションでは、この資金を、貧民台帳に記載された救済対象者の人数におうじて各教区に再配分し、各教区の活動を支えた。

市立救貧院の運営は48名理事たちと市長によってなされた。理事の構成は、市議会から12名——そのうち、6名は市の行政高官——、ジェネラル・セッションから12名——そのうち、4名の牧師は順繰りに交替する——、商人ギルドから12名——そのなかにはギルドの長が含まれていた——、そして生産者ギルドから12名——そのなかにはギルドの長が含まれていた——であり、ワークハウスの設立を検討した委員会と同様、グラスゴウ市の支配的階層分野から成り立っていた。

そうして、市立救貧院の規則や規定を形成する場合には、運営主体である理事会を構成する理事の選出母胎の4つの団体、すなわち市議会、

15) 以下のグラスゴウにおける貧民救済制度についての説明は、主に Cage, 1981, 46ff による。また、Ferguson, 1948, 176ff も参照した。

16) チャーマーズの批判の内容、その理論的根拠、その歴史的意味などについては、さしあたり、関, 1992を参照いただきたい。なお、Cage and Checkland, 1976; Cage, 1881, chapter 6; Brown, 1982も参照願いたい。

ジェネラル・セッション、商人ギルドおよび生産者ギルドのうちの3つの団体による承認が必要であった。定期理事会は、年4回、つまり2月、5月、8月そして11月に開かれ、定足数は25名であった。さらに、理事会のもとに、週ごとに開催される週委員会が置かれた。その構成員は、8名であり、上記の4団体からそれぞれ2名が選出された。言うまでもなく、毎週火曜日に会議がもたれるこの週委員会は、理事会の指令を具体化する任務を負っていたが、それは、新しい貧民たちの市立救貧院への受け入れをはじめ、この救貧院の日常的な運営・管理業務であった。実際の運営・管理に関する現場の業務にあっていたのは、市立救貧院に雇われた監督官(1名)、教師(1名)、看護人(数名)、料理人(1名)および医師(1名)であった。

こうしたグラスゴウにおける市立救貧院、および、スコットランド教会の教区・地区を中心とした貧民救済制度に変化がもたされたのは、18世紀の末であった。すなわち、この2本立ての貧民救済の制度そのものは維持されたが、具体的な貧民救済のための方法やそのための資金調達の仕方が変化したのである。

1774年に法律に基づく「割当金」(assessments)制度がグラスゴウにおいて導入された(Cage, 1987, 84)。「割当金」はグラスゴウ市民の所有不動産の高に応じて課されたもので、貧民救済のための一種の目的税であった。従来の資金にこの新たに調達された資金を加えなければならなかったのは、おそらく、従来の方式・方法では、グラスゴウにおける貧民問題に対処しきれなくなったためだと思われる。実際、この「割当金」制度の導入と共に、旧来の市立貧民院への貧民たちの収容と並んで、院外救済が実施されるようになったからである。

すなわち、『説明書 1731b』が予測し、危ぶんだように、グラスゴウを中心とした商業化の波、産業化の進展は、都市化をもたらすと同時に、近隣を含めた住民たちに従来の生活からの離脱と新しい商業・市場文明のもとでの生活を余儀なくさせたが、彼らはそうした生活への適応を主体的に十分に果たすことができなかつたし、また、そのような働き口が十分に用意されていたというわけもなかつたと推測される。

このような趨勢は、世紀が変わった1818年に理事会が、上記のような貧民救済制度の再検討を指示した点にも表れている。

委員会の報告書は、まず院外救済の方法について変更を提案した。従来は、食糧を給付していたが、その配給された食糧をほかの財貨、とりわけアルコールと交換されるという弊害が目についたが、これを阻止することができなかつた。そこで、—必ずしも、抜本的解決になるとは思われないが—食糧給付を金銭給付に変更した。さらに、委員会は食糧給付には「不都合」がつきまとうという見解をとった。というのは、実際に配給された食糧の量にバラツキがあり¹⁷⁾、しかも、食糧を配給する者たちは市立救貧院の在院者であって、「彼らは監督を受けることもなく、したがって配給される[食糧の]量のチェックは行われていなかった」(Cage, 1981, 48)からである。こうして、この不正行為も是正されることはなかつた。そのうえ、同委員会の計算によれば、金銭による給付を採用した場合、食糧による給付よりも45パーセント

17) ケージの研究によれば、例えば「ある土曜日には、3,802ポンド重量[の食糧]が512人の被救済者に配給された。—そのうち、201名がそれぞれ6ポンド重量、276名がそれぞれ8ポンド重量を受け取り、10ポンド重量がそれぞれ16名に与えられ、そして19名がそれぞれ12ポンド重量を受け取った」(Cage, 1981, 48)。

の節約になるという。このことも、資金の効率的活用という観点から見て、決して見逃せなかったであろう。すでに、「割当金」制度を導入することによって資金面での充実をはかろうとしたが、それでも資金面での圧迫は解消されることはなかった事実がここに明るみに出された。また、それと同時に、院外救済制度も導入されたが、そのことがかえって不正行為を生み出す温床となった。いずれにしても、グラスゴウの貧民問題は、経済発展と共に新たな対応を迫られることになったのは事実であった。そうして、そのことは、同委員会報告の次の提案にもはっきりと窺われる。

第2に同委員会が提案したのは、有料での市立救貧院への収容制度の廃止であった。従来、年に18ポンドから20ポンド支払うことを条件に市立救貧院での生活が可能であった。もちろん、ほかの貧民救済に基づく収容者のように、この種の者たちは市立救貧院の規則に従うように要求されなかったが。その事実は、次第に、市立救貧院が受け容れるべき一般の貧民たちの数の増加に比べて、その収容能力が次第に低下してきたことを示すものと思われる。

第3に提案されたのは子供の収容についてであった。それまで収容されていた子供には3種類あった。第1は、学齢時にある遺棄された孤児であった。第2は、それよりも幼少の捨て子であり、彼らは、6歳あるいは7歳まで育児婦に育てられ、その後、男の子の場合は10歳まで、女の子の場合は11歳まで市立救貧院の資金で扶養された。そして、その後は奉公に出された。第3は、30ポンドを市立救貧院に支払うという条件を満たせば、他に一切の制限なしで収容される「養子縁組みの幼児」であった。ケージは、このことに関連して、「ほかの階級で30ポンド

支払うことができたのはほとんどいなかった」という理由から、これは上流階級の私生児であると推測している (Cage, 1981, 49)。

当時、幼児の死亡率が高かったので、この制度は市立救貧院の収入におおいに貢献したであろう。「実際のところ、1,000あるいは2,000ポンドの儲けが、1802年と1818年のあいだにこの制度から引き出された」(Cage, 1981, 49)。そのことは、この制度が開始されたのは1802年であったことに象徴されている。時代が下るにしたがって、市立救貧院の資金の面での経営は苦しくなってきたと思われるからである。だが、この制度を廃止することが、委員会が行った第3の提案であった¹⁸⁾。その理由は、一般的に、子供を大人と一緒に収容すると、大人が陥っていた「やる気がなくて怠惰な慣習」に子供も染まる傾向があるということであった。

このような事態から判断すると、グラスゴウの市立救貧院の実情はかなり悪化していたと考えられる。それは、グラスゴウを中心としたスコットランドの西部地域の環境の変化によるところが大きかった。すなわち、18世紀に国民的産業として確立されていたリネン織物産業に徐々に取って代わるべく、当初水力を利用して内陸部に展開し始めていた綿織物製造業が、19世紀にはいると、蒸気機関が利用されるようになり、また運河建設が石炭の運搬を容易にしたことも手伝って、この地域に集中化するようになってきた。さらに、このことを促進する要因も生じてきた。すなわち、アメリカから輸入される原料の綿花の荷揚げ港がグラスゴウであり、さらに、近隣地方の農業の近代化・商業

18) だが、この方式は1823年に復活された (Cage, 1981, 49)。

化の進展によって、また後背地のハイランドや海を隔てたアイアランドからグラスゴウに流入する労働者は安価な労働力を形成したこと、これらである (Whatley, 2000, 226)。こうして、グラスゴウ地域の工業化とともに都市化も推進され、従来の救済制度は困難になってきた。

この急速な都市化の進展は、グラスゴウとそれに隣接するペイズリーにおける1801年の人口が、それぞれ77,000人と25,000人であったものが、1821年にはそれぞれ147,000人と47,000人に増加したことにも窺われるであろう (MaCaffrey, 1998, 2; Devine, 1995, 119)。このような事態の急展開は、いわゆるスラム問題をはじめ、さまざまな都市問題をグラスゴウに引き起こすことになった。当時グラスゴウは「ブリテンでもっとも不健康な都市」 (Devine, 1999, 168) だと言われている。こうした環境の変化は、確実にグラスゴウの貧民救済制度の改革を促すことになったのも当然であろう。

加えて、グラスゴウのみでなく一般的にスコットランドの都市では「戦争、経済不況、伝染病の結果生じた物価の騰貴と貧民数の増加」が見られたため、グラスゴウに1774年に導入された「割当金」制度に対してもこの時期になると「異議申し立て」が唱えられ始めるようになった (Cage, 1987, 84-85)。貧民救済の負担が実際に大きな負担と感じられるようになったのである。しかも、スコットランドのウィッグの庶民院議員であったトマス・ケネディを中心とした若い政治家たちのあいだでは、貧民救済制度の拡張が「私有財産制度」に対する侵害と映るようになったのである (Mitchison, 2000, Chapter 7; Brown, 1982, 154-163)。明らかに、グラスゴウにおける貧民救済制度は、新しい

事態の展開に十分対処することが不可能になっていた¹⁹⁾。

(未完)

参考文献

- A. C., [1949]. *Account by A. C. Writer in Edinburgh, of his Conduct in a Certain Particular, concerning the Poors-Rate, Occasion'd by a Letter in the Edinburgh Evening Court*, [Edinburgh].
- Anon., [1731a]. *An Account of the Design of Erecting a Charity-School or Work-House in Glasgow; with Proposals thereanent: Concerned by the after Mentioned Committee, and now Published by Order of the Magistrates, and Submitted to the Consideration of the Several Societies and Corporations of This City, and of Such Other Well Disposed Persons as Are Inclined to Contribute to This Good Design*, [Glasgow].
- Anon., 1731b. *An Account of the Great Advantages of Erecting a Charitable House for Maintaining and Employing the Poor of This City; with Some General Proposals concerning the Plan of the House, and Proper Regulations for the Due Oversight of It*, Glasgow.
- Anon., 1743. *Regulations for the Charity Work-House, or Hospital of Edinburgh*, Edinburgh.
- Anon., [1749?]. *Memorial for the Magistrates and Council of the City of Edinburgh, Containing a*

19) こうしたことが、先に触れたトマス・チャーマーズのセント・ジョーンズ教区における貧民救済の「実験」を引き起こす原因のひとつとして作用していたのは間違いない。

- Short Account of the Erection of the Charity Work-House, the Reasons for Applying to the Legislature, in Order to Procure the Establishment of a Certain and Equal Fund for the Maintenance and Employment of the Poor Belonging to This City and Royalty*, [Edinburgh].
- Brown, Stewart, 1982. *Thomas Chalmers and the Godly Commonwealth in Scotland*, Oxford: Oxford University Press.
- Cage, R. A., 1981. *The Scottish Poor Law 1745 1845*, Edinburgh: Scottish Academic Press.
- , 1987. 'The Nature and Extent of Poor Relief', in Cage, R. A. (ed.), *The Working Class in Glasgow 1750 1914*, London: Croom Helm.
- Cage, R. A. and Checkland, O. A., 1976. 'Thomas Chalmers and Urban Poverty: The St. John's Parish Experiment in Glasgow, 1919 1937', *The Philosophical Journal*, 13.
- Campbell, R. H., 1971. *Scotland since 1707. The Rise of an Industrial Society*, Oxford: Basil Blackwell.
- , 1974. 'The Union and Economic Growth' in Rae, (ed.). 1974.
- Clerk, Sir John, 1965, 'Sir John Clerk's Observations on the Present Circumstances of Scotland, 1730', in *Miscellany of the Scottish Society*, Vol. X, Edinburgh: The Scottish History Society.
- Devine, T. M., 1975. *The Tobacco Lords. A Study of the Tobacco Merchants of Glasgow and Their Trading Activities c. 1740 90*, Edinburgh: John Donald.
- , 1995. *Exploring the Scottish Past. Themes in the History of Scottish Society*, East Linton: Tuckwell Press.
- , 1999. 'Introduction', in Devine and Young, 1999.
- , 2000. *The Scottish Nation 1700 2000*, Hamondsworth: Penguin Books.
- Devine, T. M. and Young, J. R., 1999. *Eighteenth Century Scotland: New Perspective*, East Linton: Tuckwell Press.
- Ferguson, Thomas, 1948. *The Dawn of Scottish Social Welfare. A survey from medieval times to 1863*, Edinburgh, London and etc.: Thomas Nelson and Sons Ltd.
- [Lindsay, Patrick], 1733. *The Interest of Scotland Consider'd, with Regard to Its Police in Employing of the Poor, Its Agriculture, Its Trade, Its Manufactures, and Fisheries*, Edinburgh.
- [———], 1734. *Reasons for Encouraging the Linnen Manufacture of Scotland, and Other Parts of Great-Britain. Humbly Submitted to Parliament*, London.
- McCaffrey, John F., 1998. *Scotland in the Nineteenth Century*, Basingstoke: Macmillan.
- [Maclaurin], [1729]. *Case of the Poor Consider'd; or, the Great Advantages of Erecting a Publick Manufactory, for Maintaining and Employing the Poor*, [Edinburgh].
- Mitchison, Rosalind. 2000, *The Old Poor Law in Scotland. The Experience of Poverty, 1574 1845*, Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Rae, T. I. (ed.), 1974. *The Union of 1707*, Glasgow and London: Blackie and Son.
- Sakamoto, Tatsuya and Tanaka, Hideo (eds.), 2003. *The Rise of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, London and New York: Routledge.
- Saville, Richard, 1999. 'Scottish Modernisation

- prior to the Industrial Revolution, 1688-1763', in Devine and Young, 1999.
- Scots Magazine, 1747, Vol. XI, 1747.
- Seki, Gentaro, 2003. 'Policy debate on economic development in Scotland: the 1720s to the 1730', in Sakamoto and Tanaka, 2003.
- Tod, T., 1785. *An Account of the Rise, Progress, Present State, and Intended Enlargements, of the Orphan Hospital. To Which Is Added Poetical Meditations on Various Subjects*, Edinburgh.
- Whatley, Christopher A., 1994. 'Bought and Sold for English Gold'?, *Explaining the Union of 1707*, Glasgow: The Economic and Social History Society of Scotland.
- , 2000. *Scottish Society 1707-1830. Beyond Jacobitism, towards Industrialisation*, Manchester: Manchester University Press.
- Whyte, Ian D., 1995. *Scotland before the Industrial Revolution. An Economic and Social History c. 1050-c.1750*, London and New York: Longman.
- , 1997. *Scotland's Society and Economy in Transition, c.1500-c.1760*, Basingstoke: Macmillan Press.
- , 1999. 'Urbanisation in Eighteenth-Century Scotland', in Devine and Young, 1999.
- 関源太郎、1994、『「経済社会」形成の経済思想——18世紀スコットランド「経済改良」思想の研究——』ミネルヴァ書房。
- 、2002、「トマス・チャーマーズの窮民対策思想」、『経済学史学会年報』第42号。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]